

外国人介護人材確保奨励金交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、勝山市内の介護事業所を運営する法人に対し、市外からの転入を伴う外国人介護人材の雇用等が円滑に行われることを目的に、予算の範囲内において外国人介護人材確保奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 本市に介護事業所を設置する法人をいう。
- (2) 介護事業所 市内に所在する介護事業所等であつて、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所に該当するもの。
- (3) 外国人介護職員 介護事業所で市内に居住し介護職員として働く者で、次のいずれかに該当し、かつ、申請時において引き続き勤務しているものをいう。
 - ア 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者
 - イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2に定める在留資格「介護」に基づき介護福祉士として介護業務に従事する者
 - ウ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件(平成31年法務省告示第65号)第1条第1号に基づく介護分野の特定技能で来日する者
 - エ その他市長がアからエまでに定める者と同等の資格を持つと認める者

(奨励金交付対象者及び要件)

第3条 奨励金の交付対象者は、外国人介護職員を雇用した法人とする。

2 法人は外国人介護職員を1年以上雇用しなければならない。ただし、勝山市医療、介護及び障害福祉人材確保奨励金交付事業実施要綱(平成29年勝山市告示第121号)の第3条に規定する交付対象者に該当する者については、この奨励金の外国人介護職員には該当しない。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、外国人介護職員1人当たり10万円とし、1人当たり1回を限度として交付する。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、外国人介護人材確保奨励金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、奨励金の交付決定を受けた日から1年経過後、現況届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、奨励金の交付決定を行い、外国人介護人材確保奨励金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する。

(奨励金の返還)

第7条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に奨励金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 奨励金の交付決定を受けた日から起算して1年を経過するまでに、奨励金の交付対象となった外国人介護職員が離職又は転出したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。